

公募型プロポーザル方式による

市有財産の利活用に係る事業者募集要項

鹿屋市児童センター

令和4年12月

鹿児島県鹿屋市

目次

1	募集の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	譲渡（又は貸付）の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	応募者の参加資格要件	・ ・ ・ ・ ・ 4
4	応募の手続き	・ ・ ・ ・ ・ 4
5	譲渡（又は貸付）先候補者の審査・選定	・ ・ ・ ・ ・ 9
6	契約締結に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 10
7	問合せ先及び提出先	・ ・ ・ ・ ・ 13

1 募集の趣旨

鹿屋市では、持続可能なまちづくりを進めるため、今後の公共施設等に係る基本的な考え方をまとめた「鹿屋市公共施設等総合管理計画」を平成28年に策定し、計画に掲げる基本方針のもと公共施設等の適切な管理運営に向けた取組を行うとともに、個別施設の状況に応じて廃止や譲渡を含む見直し等も行ってきたところです。

このような中、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすること等を目的に昭和55年に供用を開始した鹿屋市児童センターについても、同計画に基づき施設の今後の在り方の検討してきたところであり、このたび、「児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと」との条件（以下「市が付す条件」という。）を付して、施設を民間へ譲渡（又は貸付）することといたしました。

なお、施設の譲渡（又は貸付）先の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式によるものとし、児童館としての活用に限らず、市が付す条件を踏まえた上で施設を有効活用した事業の提案（価格の提案も含む）を求めるものです。

2 譲渡（又は貸付）の概要

（1）譲渡（又は貸付）物件の概要

名 称	鹿屋市児童センター	
所 在 地	鹿屋市今坂町 12440 番地 6	
建 設 年 月 日	昭和 55 年 3 月 19 日	
土 地	地 目	宅地
	面 積	15,302.61㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
	面 積	304.87㎡（屋外便所も含む）
施設内容	屋内施設	事務室、遊戯室、集会室、図書室、用務・医務室、トイレ等
	屋外施設	広場、テニスコート、バスケットコート等
	主な設備	屋内：トランポリン、滑り台、卓球台等 屋外：砂場、シーソー、ジャングルジム、ブランコ等

（※現状有姿で引き渡し）

※物件の詳細については、物件調書及び現地写真でご確認ください。

(2) 譲渡の時期（又は貸付の始期）

令和5年4月1日（予定）

(3) 譲渡（又は貸付）方法

土地	有償譲渡（又は有償貸付）
建物	無償譲渡（又は無償貸付）
備品等	引渡し時点で施設が有する備品及び消耗品の全てを無償譲渡（又は無償貸付）します。
その他	<u>貸付とする場合の期間は5年とし、更新する場合は新たな契約の締結を要</u> します。

(4) 譲渡（又は貸付）額

譲渡契約（又は賃貸借及び使用貸借契約）の金額は、下記の最低売買価格（又は最低賃貸借価格）以上で事業者が提案した金額とします。

最低売買価格	16,100,000円
最低賃貸借価格	817,390円/年 (※以後、年度毎に鹿屋市財産規則に基づき貸付料を算定するものとする。)

(5) 事業者提案を定める事項

参加事業者には、児童館としての活用に限らず、「児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと」を可能とする自主事業の提案を求めるものです。

業種の限定は行いませんが、小学校敷地に隣接する立地環境にあることや、児童等の遊び場との共存に望ましい事業内容であるかという視点で提案の評価を行います。

(6) 譲渡（又は貸付）における条件

①基本条件	<p>「児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと」</p>																								
②基本条件に関する基準等	<p>基本条件に関して、市が求める最低基準は下表のとおりです。</p> <p>【最低基準】</p> <table border="1" data-bbox="448 405 1364 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 405 507 443">NO</th> <th data-bbox="507 405 794 443">内容</th> <th data-bbox="794 405 1364 443">最低基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 443 507 701">1</td> <td data-bbox="507 443 794 701">児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと</td> <td data-bbox="794 443 1364 701"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土日を含む週6日、1日8時間以上施設を開放すること ・ 上記日時における施設利用者の受付・対応 ・ 自由に遊べるフリースペースの確保 ・ 卓球のできるスペースの確保 ・ 卓球台は常設でなくても可 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記に加え、業務委託により下表の内容で施設内に「つどいの広場」を設置します。（つどいの広場事業の受託も条件の1つとなります。）</p> <p>【つどいの広場】</p> <table border="1" data-bbox="448 893 1364 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 893 507 943">NO</th> <th data-bbox="507 893 794 943">内容</th> <th data-bbox="794 893 1364 943">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 943 507 1037">1</td> <td data-bbox="507 943 794 1037">子育て親子の交流、つどいの場の提供</td> <td data-bbox="794 943 1364 1037">【3歳までの児童とその保護者を対象とした「つどいの広場」の設置】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1037 507 1131">2</td> <td data-bbox="507 1037 794 1131">子育てに関する相談の実施</td> <td data-bbox="794 1037 1364 1131"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週5日、1日5時間以上つどいの広場を開設すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1131 507 1225">3</td> <td data-bbox="507 1131 794 1225">地域の子育て関連情報の提供</td> <td data-bbox="794 1131 1364 1225"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記日時における専用スペースの確保 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1225 507 1319">4</td> <td data-bbox="507 1225 794 1319">子育てに関する講習等の実施</td> <td data-bbox="794 1225 1364 1319"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てアドバイザーの配置(2名以上) ・ 広場の開館時間やイベント等のお知らせ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1319 507 1406">5</td> <td data-bbox="507 1319 794 1406">子育てサークルとの協働の取組の実施</td> <td data-bbox="794 1319 1364 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回以上のイベントの開催 ・ 月2回土曜日に母親クラブが利用できるスペースの確保及び団体の育成 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 業務委託料（年額）は4,636,364円（税抜）の範囲内とします。 （業務開始日が令和5年4月1日以降になった場合は、委託料を日割りで減額する。）</p> <p>・ 業務委託に関する予算の議決が受けられなかった場合は、つどいの広場事業は行わないこととします。</p>	NO	内容	最低基準	1	児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土日を含む週6日、1日8時間以上施設を開放すること ・ 上記日時における施設利用者の受付・対応 ・ 自由に遊べるフリースペースの確保 ・ 卓球のできるスペースの確保 ・ 卓球台は常設でなくても可 	NO	内容	具体的な内容	1	子育て親子の交流、つどいの場の提供	【3歳までの児童とその保護者を対象とした「つどいの広場」の設置】	2	子育てに関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週5日、1日5時間以上つどいの広場を開設すること 	3	地域の子育て関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記日時における専用スペースの確保 	4	子育てに関する講習等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てアドバイザーの配置(2名以上) ・ 広場の開館時間やイベント等のお知らせ 	5	子育てサークルとの協働の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回以上のイベントの開催 ・ 月2回土曜日に母親クラブが利用できるスペースの確保及び団体の育成
NO	内容	最低基準																							
1	児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土日を含む週6日、1日8時間以上施設を開放すること ・ 上記日時における施設利用者の受付・対応 ・ 自由に遊べるフリースペースの確保 ・ 卓球のできるスペースの確保 ・ 卓球台は常設でなくても可 																							
NO	内容	具体的な内容																							
1	子育て親子の交流、つどいの場の提供	【3歳までの児童とその保護者を対象とした「つどいの広場」の設置】																							
2	子育てに関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週5日、1日5時間以上つどいの広場を開設すること 																							
3	地域の子育て関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記日時における専用スペースの確保 																							
4	子育てに関する講習等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てアドバイザーの配置(2名以上) ・ 広場の開館時間やイベント等のお知らせ 																							
5	子育てサークルとの協働の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回以上のイベントの開催 ・ 月2回土曜日に母親クラブが利用できるスペースの確保及び団体の育成 																							
③条件の遵守期間	<p>譲渡の場合：施設の引渡しの日から10年間 （※10年が経過した後の基本条件に関する取扱いについては、市と譲渡先とで協議する。）</p> <p>貸付の場合：貸付の期間中</p>																								
④その他	<p>（屋外スペースの確保について） バasketボールやテニス等ができるスペースの確保に努めること。</p> <p>（施設の愛称について） 上記③の期間中は、譲渡（又は貸付）先が事業において使用する施設名称とは別に、子育て支援施設としての愛称を市が使用することを認めること。（愛称については、市と事業者が協議して定めるものとする。）</p>																								

3 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす事業者（ただし、法人に限る。）とし、事業者の主たる所在地については、国内であれば、市内・市外を問いません。
なお、複数の法人により構成されるグループでの参加はできません。

- (1) 「2（6）譲渡（又は貸付）における条件」を遵守できる事業者であること。
- (2) 施設を有効に活用し、事業を安定的に行うことが期待できる事業者であること。
- (3) 事業を行うにあたっては必要な許認可等を取得済または営業開始までに取得予定である事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

4 応募の手続き

(1) 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下のとおりです。

	項目	予定時期
1	募集要項等の公表	令和4年12月15日（木）から 令和5年1月25日（水）まで
2	現地見学会の開催	令和4年12月20日（火）
3	質問の受付期限	令和4年12月21日（水）
4	質問に対する回答	令和4年12月22日（木）
5	参加表明書の受付期限	令和4年12月26日（月）
6	参加資格の確認通知、参加要請	令和4年12月27日（火）
7	提案書等の提出期限	令和5年1月25日（水）
8	審査（プレゼンテーション）	令和5年1月30日（月）（予定）
9	選定結果の通知・評価の公表	令和5年2月上旬
10	仮契約書の締結	令和5年2月中旬
11	事務・業務の引継ぎ準備期間	令和5年3月頃（1か月程度）
12	本契約書の締結	令和5年3月下旬 （財産処分に関する議会の議決を経て）
13	民間施設としての運営開始	令和5年4月以降

(2) 現地見学会の開催

以下のとおり、現地見学会を開催します。

参加を希望する場合は、期日までに下記申込先へ、法人名、参加者の氏名、所属部署名、電話番号を明記の上、電子メールにてお申込みください。なお、メールの件名は【現地見学会申込】としてください。

申込期限	令和4年12月19日（月）正午まで
申込先	鹿屋市保健福祉部子育て支援課 (E-mail : kosodate@city.kanoya.lg.jp)
開催日	令和4年12月20日（火）
その他	<ul style="list-style-type: none">・時間については、参加申込終了後に別途通知します。（現地集合）・1事業者につき3名以内の参加とします。・現地見学会への参加は、応募の必須条件ではありませんが、応募を予定されている事業者は可能な限り参加してください。

(3) 質問の受付及び回答

応募者は、質問事項がある場合は以下のとおり、質問書を提出するものとします。

受付期限	令和4年12月21日（水）正午まで
提出書類	質問書（様式10）
提出方法	質問書（様式10）により、下記提出先へ原則としてメールで行うこととし、電話等による口頭での問合せには対応いたしません。
提出先	鹿屋市保健福祉部子育て支援課 (E-mail : kosodate@city.kanoya.lg.jp)
回答期限	令和4年12月22日（木）
回答方法	質問書に記載したメールアドレス宛にメールで回答します。また、現地見学会への参加者にもメールで通知するとともに、本市ホームページにも掲載します。
その他	<ul style="list-style-type: none">・質問した応募者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答を公表します。・回答の公表をもって募集要項等の補完、追加又は修正とします。

(4) 参加申込

本プロポーザルに参加するには以下のとおり、必要書類を提出してください。

【提出書類及び提出部数】

	提出書類	提出部数
①	公募型プロポーザル方式参加表明書（第3号様式）	正本1部 副本1部
②	事業者の登記事項証明書	
③	誓約書（様式11）	
④	事業者の直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書その他財務状況に関する書類）（任意様式）	3部

(※副本は複写可)

【提出期限等】

提出期限	令和4年12月26日（月）午後5時必着
提出先	〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市保健福祉部子育て支援課
提出方法	持参又は郵送
その他	参加表明書を提出後、辞退する場合は辞退届出書（様式12）を提出してください。

(5) 参加資格の確認通知及び参加要請

参加表明書を提出した事業者については、参加資格を満たしているかを確認し、令和4年12月27日（火）までに確認結果を通知します。

また、参加資格を満たしている事業者については、確認結果の通知と合わせて、プロポーザルへの参加を要請します。

(6) 提案書類の提出

市がプロポーザルへの参加を要請した事業者については、以下のとおり必要書類を提出してください。

【提出書類及び提出部数】

	提出書類	提出部数
①	提案書（鑑）（第6号様式）	正本1部 副本1部
②	<p>事業計画書（様式13）</p> <p>※以下のア～オの項目を必ず盛り込むこと。 （盛り込まれていれば任意様式でも可）</p> <p>ア 法人の概要について （名称、所在地、基本理念・基本方針、活動について記載）</p> <p>イ 譲渡（又は賃貸借）を希望する理由</p> <p>ウ 施設で実施する事業の概要について （事業コンセプト、事業概要、事業スケジュールについて記載）</p> <p>エ 市が付す基本条件への対応等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童とその保護者が自由に遊べる場として機能を残すこととの基本条件への対応の考え方について （施設の開館日・開館時間、利用料に関する考え方、実施事業と『児童とその保護者が自由に遊べる場』及びつどいの広場との棲み分けのほか、アピールポイントなどについて具体的に記載） ・中長期的な展望について ・譲渡（又は貸付）後の施設利用計画について （※屋内・屋外の利用計画について平面図（様式13-1、13-2を使用）を作成すること） ・「児童とその保護者が自由に遊べる場」の提供に関する同種の業務実績及び業務実績の活用について ・運営を継続させるための経営上の工夫 <p>オ 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員・組織体制について ・業務・事務の円滑な引継ぎについての方針 	正本1部 副本9部
③	事業収支計画書（様式14）	
④	購入額見積書（又は賃借額見積書）（様式15）	
⑤	事業者の定款（写）	正本1部
⑥	事業者の役員名簿（任意様式）	副本1部
⑦	法人税、都道府県民税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類	

（※副本は複写可）

【提出期限等】

提出期限	令和5年1月25日（水）午後5時必着
提出先	〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市保健福祉部子育て支援課
提出方法	持参又は郵送
失格事項	<ul style="list-style-type: none">・提出書類の提出期限に遅れた者・提出書類に虚偽の記載をした者
その他	<ul style="list-style-type: none">・提案は1事業者につき1つとします。・提出された書類の返却は行いません。・書類等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とします。・提出期限後は、参加者の都合による提案書類の差替え及び再提出はできないこととします。ただし、市が必要と認めた場合は、提出書類の差替え及び再提出をできることとします。・プレゼンテーション時にスクリーンを使用する為、提案書類の提出時に全ての応募書類の電子データ（PDFファイル）を記録したCD-RまたはDVD-R1枚を提出してください。

（7）その他応募に係る留意事項**（費用の負担）**

応募者は、次の費用が発生する場合は、自らの負担により行うものとします。

- ・契約及び履行に関して必要となる費用
- ・不動産登記に要する登録免許税等の費用
- ・引き渡し日以降の対象物件に関する公租公課を含む一切の費用

（著作権）

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、提案書類について、譲渡（又は貸付）先候補者の選定、公表、その他市が必要と認めるときには、市はこれを無償で使用できるものとします。

5 譲渡（又は貸付）先候補者の審査・選定

譲渡（又は貸付）先候補者の審査・選定は、「鹿屋市児童センター譲渡（又は貸付）先選定業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」において行います。

（1）選定委員会による審査・選定方法

- ① 選定委員会において、事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、提案書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、合計点数が最も高い事業者を譲渡（又は貸付）先候補者として選定し、それに次ぐものを次点者として選定します。
- ② 審査項目ごとの配点は、別表「評価基準表」のとおりとし、委員1人あたり100点満点（貸付の場合は90点満点）とします。
- ③ 上位者の合計点数が同点となった場合は、「基本条件への対応」、「事業実績」、「事業継続性」の順に評価点の高い者から上位者とします。
- ④ 譲渡（又は貸付）先候補者の選定に当たり、最低限必要な合計点数は全体の6割（譲渡の場合は360点、貸付の場合は324点）以上とします。なお、審査対象事業者が1者となった場合でも審査は実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は、譲渡（又は貸付）先候補者として選定しないものとします。

【評価基準表】

区分	項目	評価の視点・内容
利活用 方針 (40点)	基本条件への 対応 (30点)	・「児童やその保護者が自由に遊べる場」としての機能が十分に確保されており、また、子どもたちの遊び場として魅力的な提案となっているか。
	事業の具体性 (10点)	・事業計画に具体性があり、実現可能なものであるか。
能力性 (30点)	事業実績 (20点)	・基本条件への対応や事業の遂行に必要なノウハウを有しているか。また、類似案件での実績があるか。
	事業実施体制 (10点)	・事業の実施体制は整っているか。また、事業スケジュールが適切か。
継続性 (15点)	事業継続性 (15点)	・事業の継続性が見込まれるか。また、事業を実施する十分な資金力があるか。
提案価格 (15点/5点)	提案価格 (15点/5点)	・譲渡の場合は15点満点、貸付の場合は5点満点とし提案価格について、基準により一律に評価。

(2) 審査（プレゼンテーション等）

事業者による提案内容のプレゼンテーションを以下のとおり行います。

日 時	令和5年1月30日（月） （※時間等の詳細については、参加申込終了後に別途通知します。）
場 所	鹿屋市役所内会議室
その他	（※プレゼンテーションに当たっての留意事項は以下のとおり） ・会場の都合上、1事業者につき2名以内の参加とします。 ・プレゼンテーションはスクリーンを使用して行います。 ・プレゼンテーションは、「4（6）の提案書類」を使用して行うものとし、追加の補足説明資料等の配布及び投影はできないものとします。 ・市において、スクリーン、パソコン、プロジェクターは準備します。 ・パソコンの操作は事業者にて行うこととします。 ・持ち時間はプレゼンテーション（20分程度）と、質疑応答（20分程度）を含め、40分程度とします。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案書類を提出した全参加者に文書で通知します。また、譲渡（又は貸付）先候補者名について、市のホームページで公表します。

(4) その他留意事項

- ① 提案書類等について、情報公開請求が行われた場合は、鹿屋市情報公開条例（平成18年条例第16号）に基づき公開します。ただし、選定結果を公表するまでは非公開とします。
- ② 選定委員会委員及び市の関係者等に対して、便宜の提供等を目的とした接触を禁じることとします。なお、上記の事実が認められた場合には、当該参加者は失格とします。

6 契約締結に関する事項

当該施設の譲渡（又は貸付）に際しては、地方自治法の規定に基づいて、契約の締結に関する議案を「令和5年3月鹿屋市議会定例会」に提出する予定であり、本件の譲渡（又は貸付）は、議会の議決を経て決定されることに留意してください。

なお、議会の議決が得られなかった場合であっても、本件の公募に関して支出した費用について、市は補償しません。

(1) 契約の締結

市は譲渡（又は貸付）先候補者との間で協議を行い、合意後に鹿屋市議会での承認議決を前提とした「公有財産譲渡仮契約書」又は「公有財産賃貸借及び使用貸借仮契約書」を締結します。

(2) 事務・業務の引継ぎ

「児童やその保護者が自由に遊べる場としての機能を残すこと」との条件を付すことから、機能の維持に関する業務が円滑に行えるよう、令和5年4月以降の民間施設としての運営開始に向けて協議や引継ぎを行います。なお、その経費については譲渡（又は貸付）先の負担とします。

(3) つどいの広場の事業開始に関する届出

つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）は、第二種社会福祉事業となることから、受託事業者は事業開始の日から1か月以内に、鹿児島県知事に社会福祉法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければなりません。

(4) 保証金【譲渡の場合】

譲渡契約締結時に契約保証金として譲渡代金の100分の10に相当する額を納入していただきます。

- 契約保証金は、譲渡代金の一部に充当することができます。
- 譲渡代金の支払いが行われずに契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。

(5) 譲渡代金の支払い及び所有権移転等【譲渡の場合】

譲渡代金の支払い期限は令和5年3月31日（予定）とし、譲渡物件の所有権は、令和5年4月1日（予定）に移転するものとします。

- 所有権移転の不動産登記は、市が登記の囑託を行います。
- 所有権移転登記に要する登録免許税は、事業者の負担とします。

(6) 貸付料の支払い【貸付の場合】

貸付料は、当該年度分を2期に分け、第1期分を毎年6月20日までに、第2期分を毎年12月20日までに納付するものとします。この場合において、当該期限が休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とします。

(7) 留意事項

【譲渡・賃貸借共通】

(契約不適合責任の排除)

建物、土地、備品、建物の附帯設備及び土地の定着物等については、引渡し時の現状有姿で譲渡するものとし、これらがその品質・数量等について契約に適合しないものであっても、譲渡代金（又は貸付料）の減免、不足分の引渡し、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

(危険負担に関する特則)

契約の締結から引渡しまでの間において、建物、土地、備品、建物の附帯設備及び土地の定着物等が市の責めに帰することができない事由により滅失、毀損等をした場合であっても、譲渡代金（又は貸付料）の減免を請求することができない。

【譲渡の場合】

(第三者への譲渡等の禁止)

事業者は、譲渡を受けた施設について、施設の引渡しの日から10年間は第三者への譲渡又は賃貸を行ってはならない。ただし、事業計画の履行に支障がないと市が特に認めた場合は、この限りではない。

(境界復元について)

境界復元は、譲受者の責任で行うこと。

(投資等について)

事業を実施する上で必要となる投資（修繕、改修、更新等）は譲受者の責任で行うこと。

【賃貸借の場合】

(第三者への転貸借等の禁止)

事業者は、賃借・使用貸借を受けた施設について、第三者へ転貸借をしてはならない。ただし、市が書面により承諾した場合には、この限りでない。

(投資等について)

事業を実施する上で必要となる投資（修繕、改修、更新等）を行う場合には、市と協議を行うこと。

(リスク分担)

施設の損傷、事故等に関するリスクの分担を別に定める。

(8) その他

本要項に定めのない事項は、鹿屋市契約規則、鹿屋市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理する。

7 問合せ先及び提出先

住 所：〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

担 当：鹿屋市 保健福祉部子育て支援課 管理係

電 話：0994-31-1134

E-mail：kosodate@city.kanoya.lg.jp